

転居・転入・転出した方はご注意ください

以前から三鷹市に住所を有し、市内で転居した方	平成16年6月14日以前に転居届出	転居後の投票所で投票できます
	平成16年6月15日以降に転居届出	転居前の投票所で投票してください
三鷹市に転入した方	平成16年3月23日以前に転入届出	三鷹市で投票できます
	平成16年3月24日以降に転入届出	三鷹市では投票できません
三鷹市の選挙人名簿に登録されていてこれから投票日まで三鷹市から転出する方		三鷹市で投票してください

不在者投票指定施設（全12カ所）

- 杏林大学医学部付属病院
- 医療法人 太寿会 厚生会病院
- 社会福祉法人 東京弘済園 特別養護老人ホーム 弘済園
- 社会福祉法人 東京弘済園 養護老人ホーム 弘済園
- 社会福祉法人 東京弘済園 軽費老人ホーム 弘済ホーム
- 医療法人財団 慈生会 野村病院
- 医療法人財団 紘友会 三鷹病院
- 医療法人社団 永寿会 三鷹中央病院
- 三鷹市立特別養護老人ホーム どんぐり山
- 社会福祉法人 三鷹市社会福祉事業団 三鷹市牟老人保健施設
- はなかいどう
- 社会福祉法人 桜栄会 特別養護老人ホーム 恵比寿苑
- 医療法人社団 充会 介護老人保健施設 太郎

投票の仕方
今までの不在者投票の際に使用していた内封筒、外封筒を用いないで、直接投票用紙を投票

投票を行うことができる方
投票日当日に仕事や用務があるなどの理由で投票に行けない

期日前投票制度とは
対象となる投票
名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票（従来の不在者投票は原則として期日前投票に移行します）

選挙公報をお届けします
政党の政策、候補者の政見などを記載した選挙公報は、7月3日（日）5日（火）に各ご家庭にお届けします。なお、お近くの市政窓口、コミュニティセンターなどにも置いてあります。

不在者投票
滞在先や転出先などで不在者投票をしたい場合には、あらかじめ三鷹市選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、送られてきた投票用紙などを、滞在先転出先の選挙管理委員会に持参して投票してください。

郵便等投票
滞在先や転出先などで不在者投票をしたい場合には、あらかじめ三鷹市選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、送られてきた投票用紙などを、滞在先転出先の選挙管理委員会に持参して投票してください。

投票所が変更になりました
従来の三鷹商工会館から三鷹産業プラザ（下連雀三丁目38番4号）に変更（地図）

期日前投票
期日前投票所にて投票用紙への記載

7月11日は参議院議員選挙の投票日

第20回参議院議員選挙は7月11日Aに行われます。この日は、私たち国民が自らの手で代表を選ぶ大切な日です。これからの日本を託す貴重な一票を無駄にせず、必ず投票しましょう。
なお、今回の選挙から公職選挙法の一部改正により、従来までの不在者投票制度が大幅に変わり、「期日前投票制度」のもとで投票が行われることとなりました。期日前投票ができるのは、公示日の翌日（6月25日）からで、公示日は投票できませんのでご注意ください。

今回三鷹市で投票できる方

昭和59年7月12日までに生まれた方で、平成16年3月23日までに三鷹市に住民届出をし、平成16年6月23日現在引き続き3カ月以上三鷹市内に住所を有する方です。
三鷹市では投票できなくても、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、くわしくは前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

今回新たに三鷹市の選挙人名簿に登録される方は、次のとおりです。

20歳になって初めて登録される方
今年3月23日以前に住民届出をし、昭和59年6月3日から昭和59年7月12日までに生まれた方で、平成16年6月23日現在引き続き住民基本台帳に登録されている方
他市区から転入されて登録される方
昭和59年7月12日以前に生まれた方で、今年3月2日から3月23日までに転入届出をし、平成16年6月23日現在引き続き住民基本台帳に登録されている方

縦覧期間

6月24日（日）午前8時30分～午後5時

縦覧場所

三鷹市選挙管理委員会事務局

投票所入場券を郵送します

投票所入場券は、6月24日（日）に郵便でお送りします。市内全域に配達完了するまでには3～4日かかります。入場券は、投票日当日まで大切に保管しておいてください。何らかの事情で届かない場合や万一なくされた方は、選挙管理委員会までお問い合わせのうえ投票日当日に投票所の係員に申し出てくださ

第一期日前投票所

場所 三鷹市役所第三庁舎 議室（地図）

期間 6月25日（日）～7月10日（日）

公示日（6月24日（日））は投票できませんので、ご注意ください。

時間 午前8時30分～午後8時

第二期日前投票所

場所 三鷹市消費者活動センター 3階（下連雀3丁目22番7号 地図）

期間 7月4日（土）～10日（日）

時間 午前8時30分～午後8時

滞在先や転出先などで不在者投票をしたい場合には、あらかじめ三鷹市選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、送られてきた投票用紙などを、滞在先転出先の選挙管理委員会に持参して投票してください。

郵便等投票制度について、くわしくは選挙管理委員会まで、病院などでの不在者投票

不在者投票指定施設に指定されている病院などの施設に入られている方で、投票日に投票所に歩いていくことが困難な方は、施設内で不在者投票ができます。三鷹市内で指定されている施設は上表の12カ所です。

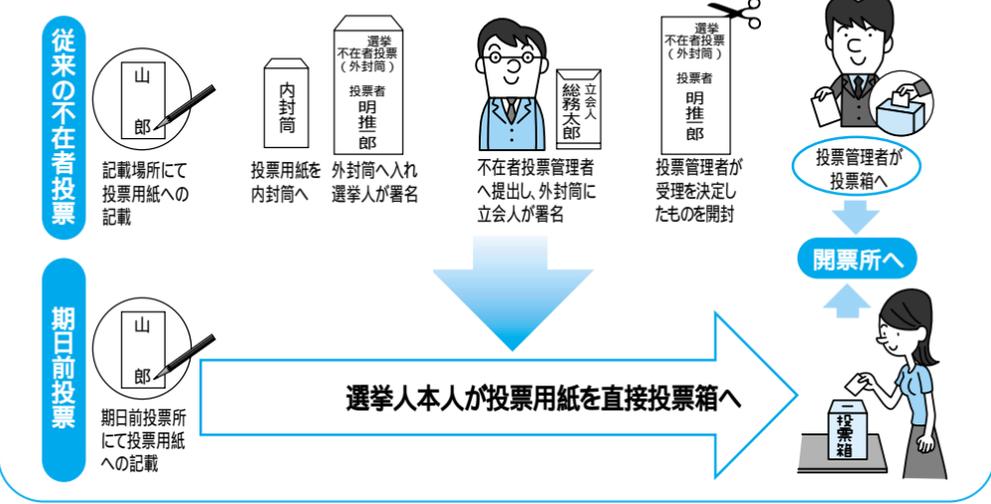
投票所が変更になりました

従来の三鷹商工会館から三鷹産業プラザ（下連雀三丁目38番4号）に変更（地図）

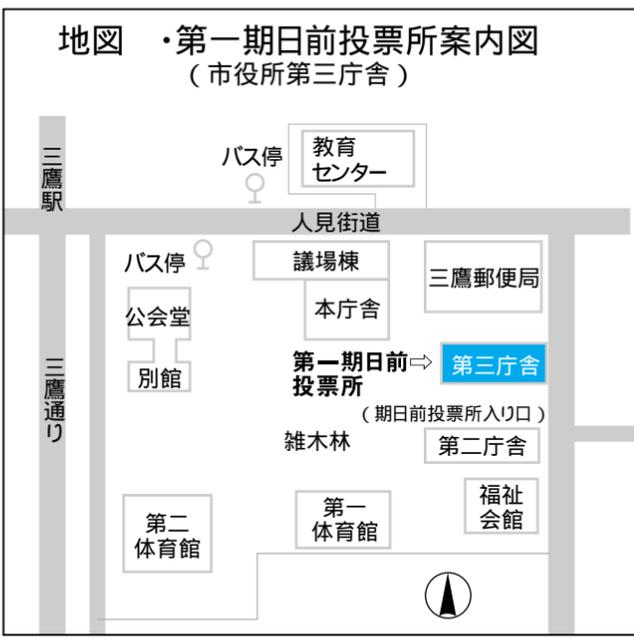
期日前投票

期日前投票所にて投票用紙への記載

手続きが簡素化され投票がスムーズになります



期日前投票所により投票期間が異なりますのでご注意ください。



選挙に関するお問い合わせは
三鷹市選挙管理委員会事務局
☎内線3033・3034
期日前・不在者投票専用☎内線3032